

件名	愛媛県総合社会福祉会館管理条例の一部改正について
主管課	保健福祉課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>愛媛県総合社会福祉会館の指定管理者が附属設備及び備品の利用料金を収受することができるようにする。</p>	
施行日	23年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	